

印

印

申請者(受入・渡入)の捺印

農地法第3条申請にかかる確認書申請人<譲受人・借人> 氏名 (千代川 一郎)

印

<譲渡人・貸人> 氏名 (下妻 太郎)

印

1. 地域との調和要件(法第3条第2項第6号)についての確認事項

① 周辺農地と一体となって集落営農や経営体へ面的にまとまった形で利用されていますか？

⇒ はい・いいえ (いいえなら問題ありません)

上記で、「はい」に回答の場合

⇒ その利用を分断するような場合は、許可されません。ただしブロックローテーション等集落営農に参加する場合は問題ありません。

(参加する・参加しない)

② 地域の農業者が一体となって水利調整を行っている地域ですか？

⇒ はい・いいえ (いいえなら問題ありません)

上記で、「はい」に回答の場合

⇒ この水利調整に参加しない営農が行われることにより、他の農業者の農業水利が阻害されるような場合は許可されません。水利調整に参加する場合は問題ありません。

(参加する・参加しない)

③ 無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培の取組が行われている地域ですか？

⇒ はい・いいえ (いいえなら問題ありません)

上記で、「はい」に回答の場合

⇒ 農薬使用による栽培が行われることにより、地域でこれまで行われていた無農薬栽培が事実上困難になるような場合は許可されません。無農薬や減農薬での作物の栽培の取組を行う場合は、問題ありません。

(行う・行わない)④ 集落が一体となって特定の品目を生産している地域でその品目に係る共同防除等が行なわれていますか？ ⇒ はい・いいえ (いいえなら問題ありません)

上記で、「はい」に回答の場合

⇒ 共同防除等により営農活動に参加する場合は問題ありません。

(参加する・参加しない)

⑤ 今回の賃借は地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結されますか？

【賃借権設定の場合のみ回答してください】⇒ はい・いいえ (いいえなら問題ありません)

はいの場合

⇒ 周辺の地域における農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらすおそれのある場合は許可されません。

確認 10a 当りの賃借料はいくらですか？(金 円 ・ 物納 俵)**2. その他の確認事項****【設問①については、所有権以外の権利が設定されている場合のみ、回答してください】**① 申請農地には、所有権以外の権利 <該当する権利に○印 → / 抵当権・根抵当権・地役権・所有権移転の仮登記・差押・仮差押・その他()> が設定されていることについて⇒ 理解している・理解していない (理解していれば問題ありません)

② 今回の3条申請において、問題が生じた場合は、当事者間で解決することについて

⇒ 同意する・同意しない (同意していれば問題ありません)